

給与支払報告書の作成・提出について



市民税・県民税に関して平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

次のことにご注意のうえ、令和7年1月31日までに給与支払報告書のご提出をお願いいたします。

I 給与支払報告書の提出に際しての注意点について

◆本市からの送付物

●給与支払報告書（総括表）

※普通徴収切替理由書（兼仕切紙）は給与支払報告書（総括表）の裏面に印字されています。中央のミシン線に沿って切り離してご使用ください。

※給与支払報告書（個人別明細書）については、年末調整関係書類として所轄税務署が配布することになります。所轄税務署や本市に設置されているものをお求めになるか、本市のホームページ等にある様式をご使用ください。

◆提出期限

●令和7年1月31日（※提出期限にかかわらず、早期提出にご協力をお願いします。）

◆提出範囲

●令和7年1月1日現在、本市在住の令和6年中に給与を支払った従業員（パート、アルバイト、専従者含む）

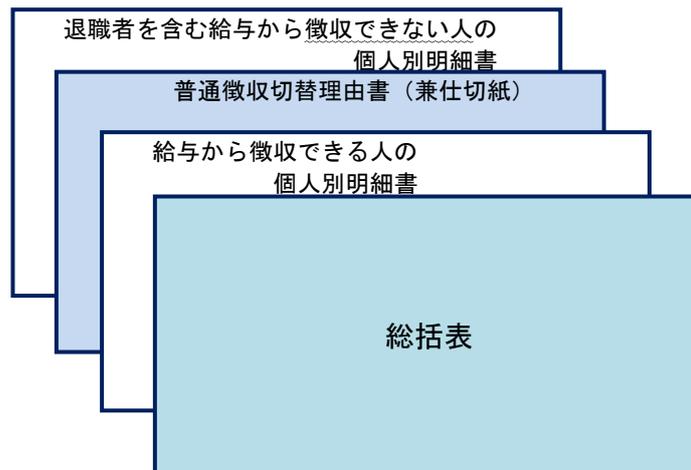
令和6年の途中で退職した人の分も提出してください。

※退職した人への令和6年中の給与支払額が30万円以下の場合は、提出をしないこともできますが、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。（課税の証明書が発行できない等、従業員に影響がでてしまいます。）

◆提出方法

●紙による提出（**スキャンするためホチキスは使用しないでください。**）

下記の順番でまとめ、郵送又は窓口にて提出してください。



●データによる提出

令和3年1月1日以後の提出分から、基準年（前々年）に税務署に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」が100枚以上であった場合には、各自治体へ提出する「給与支払報告書（個人別明細書）」についても同様にeLTAX（電子申告）又は光ディスク等による提出が義務づけられています。

- eLTAXにより提出する場合
詳しくは、地方税共同機構のホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



- 光ディスク等（CD、DVD等）により提出する場合
データ件数の把握のため、総括表も併せて提出してください。

II 総括表・普通徴収切替理由書について

総括表は、個人別明細書を「従業員の住んでいる市区町村ごとに分けること」、「提出する人数の確認をすること」、「事業所等の所在地等の変更を知らせること」を目的としています。

◆記入方法

⑦ 給与支払報告書(総括表) (あて先)高岡市長 令和7年 1月 20日提出													⑦ 指定番号 123456
① 給与支払者の法人番号または個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3													⑧ 事業種目 金属製品製造業
② フリガナ マンヨウコウギョウカブシキガイシャ													⑨ 受給者 総人員 50 人
② 事業所名 (氏名) 万葉工業株式会社													⑩ 特別徴収 10 人
③ 所在地 (住所) 〒933-0112 高岡市伏木古国府17番1号 電話: 0766 (20) 1111													⑪ 普通徴収 (退職者) 2 人
④ 代表者 氏名 大伴家持													⑫ 普通徴収 (退職者を除く) 4 人
⑤ 連絡者の氏名 及び電話番号 大伴旅人 0766-20-1234													⑬ 報告人員 の合計 16 人
⑥ 関与税理士等の 氏名及び電話番号													所轄税務署名 高岡 税務署
⑭ 納入書の送付 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要													給与の支払方法 及びその期日 月給月末払い

高岡市提出用

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

⑧ 指定番号 123456	給与支払者の名称 万葉工業株式会社	
普通徴収として提出する給与受給者の人数と理由は以下のとおりです。		
⑨ 符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業者 家事使用人: ベビーシッター、家政婦等 ※専従者は家事使用人とは異なります。	人
普 B	他の事業所で、特別徴収を行っている方 ※乙欄であっても他の事業所で特別徴収されていなければ該当しません。	人
普 C	給与が少額で、特別徴収の引き去りができない方	1 人
普 D	給与の支払いが不定期である方 ※休職者、育児休業者もこれに該当します。	3 人
普 E	退職又は退職予定の方(令和7年5月31日時点)	2 人
普通徴収合計人数(「給与支払報告書(総括表)」⑪+⑫の人数と一致します)		6 人

※名称・所在地に変更や誤りがある場合は、朱書きで訂正願います。

- ① 給与支払者の法人番号 13 桁、個人番号は右詰め 12 桁で記入してください。
- ② 市から送付したのものには給与支払者の登録内容がプレ印字されています。
- ③ 給与支払者が法人の場合、代表者氏名を記入してください。
- ④ 給与支払報告書の担当者氏名及び連絡先を記入してください。
- ⑤ 給与支払報告書の作成を税理士等に依頼している場合はその氏名及び連絡先を記入してください。
- ⑥ 令和7年1月1日現在、高岡市以外も含めた給与受給者の総数を記入してください。
- ⑦ 令和7年1月1日現在、高岡市在住で令和6年中に給与を支払った人について、市民税・県民税を給与から徴収できる人とできない人を分けて記入してください。給与から徴収できない人がいる場合は、必ず「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」を記入してください。
- ⑧ 指定番号と給与支払者の名称を記入してください。
- ⑨ ⑦の「⑪普通徴収(退職者)、⑫普通徴収(退職者を除く)」の2つの欄に記入した普通徴収対象者の人員について、普通徴収切替理由ごとの内訳を記入してください。また、普通徴収合計人数が、⑦の「⑪普通徴収(退職者)、⑫普通徴収(退職者を除く)」の2つの欄に記入した人数の合計と一致しているか確認してください。

III 個人別明細書について

◆記入方法

詳細につきましては国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

7	給与支払報告書(個人別明細書)	※区分	住所 高岡市広小路7番50号	※種別	※整理番号 0000000001																			
1	給与	内	7,120,000	所得控除の額の合計額	2,319,860																			
2	源泉徴収時所得税減税控除済額101,300円 控除外額18,700円	前職分	退職日R6.3.31 高岡市金屋町〇〇番地 (一社)加賀藩出納室	支払金額750,000円	社会保険料132,642円 源泉徴収税額12,260円																			
3	控除対象扶養親族	1	高岡 洋子	高岡 一郎	高岡 次郎																			
4	生命保険料の金額の内訳	120,000	10	1	140,000																			
5	住宅借入金等特別控除の内訳	100,000			10,000,000																			
6	配偶者(特別)控除の額	380,000	1	1																				
7	社会保険料等の金額	726,860	生命保険料の控除額	100,000	地震保険料の控除額	3,000	住宅借入金等特別控除の額	100,000																
8	源泉徴収税額	0																						
9	支払金額	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	*	1	2	3	4	5	6	7	8	9	*	1	2
10	住所(居所)又は所在地	高岡市古城〇番〇号																						
11	氏名又は名称	前田 利長 (前田利長税理士事務所)																						
12		(電話) 0766-**-****																						

所得金額調整控除の適用を受ける場合において、(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族欄に該当する扶養親族の氏名がない場合は摘要欄に記載が必要です。

【記入例】
同一生計配偶者が特別障害者の場合：
高岡洋子(同配)
扶養親族が特別障害者又は年齢23歳未満の場合：高岡次郎(調整)

また、所得金額調整控除の適用の有無にかかわらず、控除対象外の同一生計配偶者(※)がいる場合は配偶者が障害者控除の対象でない場合でも記入してください。

※控除対象外の同一生計配偶者とは受給者本人の所得が1000万円を超える場合で、受給者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者を指します。

市民税・県民税を給与から徴収できない場合は、摘要欄に普通徴収切替理由の符号を記入してください。

【記入例】
「普D」(支払不定期の場合)
※摘要欄に符号の記入がない場合、又は普通徴収切替理由書に該当する理由がない場合、原則、特別徴収とさせていただきます。

◆注意事項

次の記入が漏れている場合、電話確認させていただいたり再提出をお願いしたりすることがあります。

① 摘要欄

【令和6年支払分限定の処理】

- ・記入例のように定額減税に関する事項を記入してください。
- ・1000万円超である居住者の同一生計配偶者分の特別控除を実施した場合は「非控除対象配偶者減税有」と記入してください。

- ・普通徴収の場合、該当する符号「普A～E」を記入してください。摘要欄に符号の記入がない場合、又は普通徴収切替理由に該当する理由がない場合、原則、特別徴収とさせていただきます。
- ・前職分を合算した場合は、退職日、給与等の支払者名、所在地、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記入してください。
- ・5人目以降の扶養親族等の氏名は摘要欄に記入してください。
- ・年末調整時、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」の欄に記入がある場合は、(退)に続けてその内容(氏名、生年月日等)を記入し、個人番号は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入してください。

② 「生命保険料の金額の内訳」

旧保険料(平成23年12月31日以前に契約したもの)と新保険料(平成24年1月1日以後に契約したもの)とで計算が異なります。記入がないと市民税・県民税の税額計算ができません。

③ (源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の「氏名、フリガナ、個人番号」

IV 市民税・県民税の特別徴収について

◆特別徴収の完全実施

富山県内の全ての市町村は、平成29年度から市民税・県民税の特別徴収が完全実施となりました。原則としてすべての事業者が特別徴収義務者に指定されます。市民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）の方が、市民税・県民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を引き去りし、従業員の住所地の各市町村に納入していただく制度です。納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、県内全ての市町村で特別徴収の実施を徹底しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆特別徴収の対象となる方

原則としてパート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。
ただし、次の理由（普A～普E）に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付する方法）とすることができます。

普A 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業者

家事使用人：ベビーシッター、家政婦等 ※専従者は家事使用人とは異なります。

普B 他の事業所で、特別徴収を行っている方

※乙欄であっても他の事業所で特別徴収されていなければ該当しません。

普C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方

普D 給与の支払が不定期である方

※休職者、育児休業者もこれに該当します

普E 退職又は退職予定の方（令和7年5月31日時点）

これらの理由に該当し、普通徴収を希望する場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」と「該当する符号（普A～普E）を摘要欄に記入した個人別明細書」をあわせてご提出ください。詳しい記入方法は、2ページ「Ⅱ 総括表・普通徴収切替理由書について」、3ページ「Ⅲ 個人別明細書について」を参考にしてください。

eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、「普通徴収」欄をチェックしてください。なお、CSVファイル形式のデータを作成し給与支払報告書を提出する場合は、「普通徴収」の項目に「1」を記録してください。また、紙による提出と同様に、摘要欄に該当する符号を必ず入力してください。

※摘要欄に符号の入力がない場合は、「普通徴収」欄にチェックしてあっても、特別徴収とさせていただきます。

◆特別徴収の流れ



◆納期の特例

特別徴収税額は、通常年12回納入していただくこととなりますが、給与の支給のある従業員が常時10人未満（他市町村も含む人数）の特別徴収義務者は、年2回に分けて納入する「納期の特例」を利用することができます。6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入することとなります。この制度を利用するには、事前の申請が必要です。

制度の詳しい内容や申請方法などについては、市民税課個人市民税第二係（☎0766-20-1261）へお問い合わせください。